

○本庄市行政改革審議会設置条例

平成18年 1 月10日 条例第17号

本庄市行政改革審議会設置条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、本庄市行政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本庄市行政改革大綱の策定及び改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 識見を有する者

(3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員を委嘱する場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 1 月10日から施行する。